

瓦屋根改修費等補助制度

補助対象 次のいずれにも該当するもの

- 市内に所在する、現に居住の用に供する一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅であり、**令和3年12月31日までにふいた瓦屋根**である住宅
- 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅

【瓦屋根診断】

かわらぶき技能士(1級若しくは2級)、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士のいずれかの専門家が、昭和46年建設省告示第109号(令和2年改正後)への適合状況を調査するもの

補助率・・・瓦屋根の診断費用の2/3

上限額 **21,000円**



【瓦屋根改修】

瓦屋根診断の結果、上記告示基準に適合しない屋根について、**屋根の全面**を瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(2021年改訂版)に準拠した瓦屋根または金属板等の屋根材に改修するもの

補助対象要件

- 構造安全性として次のいずれかに該当すること
 - ①1981年(S56年)6月1日以降に建築確認があるもの
 - ②建築士が耐震診断の結果、耐震性を有することを確認したもの
 - ③上記と同等以上の耐震改修が行われるもの
- 本補助以外に同様の補助を受けていないこと

補助率・・・瓦屋根改修に要する経費

(屋根面積×24,000円を限度)の23% 上限額 **552,000円**



受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

※実績報告書を令和8年2月27日(金)までに提出する必要があります

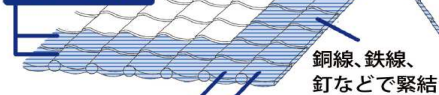
建築基準法の告示(昭和46年建設省告示第109号)の改正内容

令和3年12月31日以前

軒部、袖部、棟部：網掛け部のみが緊結対象

棟部 → 1枚おきに緊結

軒部 → 2枚分



袖部 → 2枚分

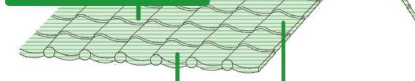
このような留付けの瓦屋根に台風や地震で多くの被害が発生

令和4年1月1日以降

平部、軒部、袖部、棟部：全ての瓦が緊結対象

棟部 → ねじで緊結

平部 → 釘などで緊結



軒部、袖部 → 3本の釘などで緊結

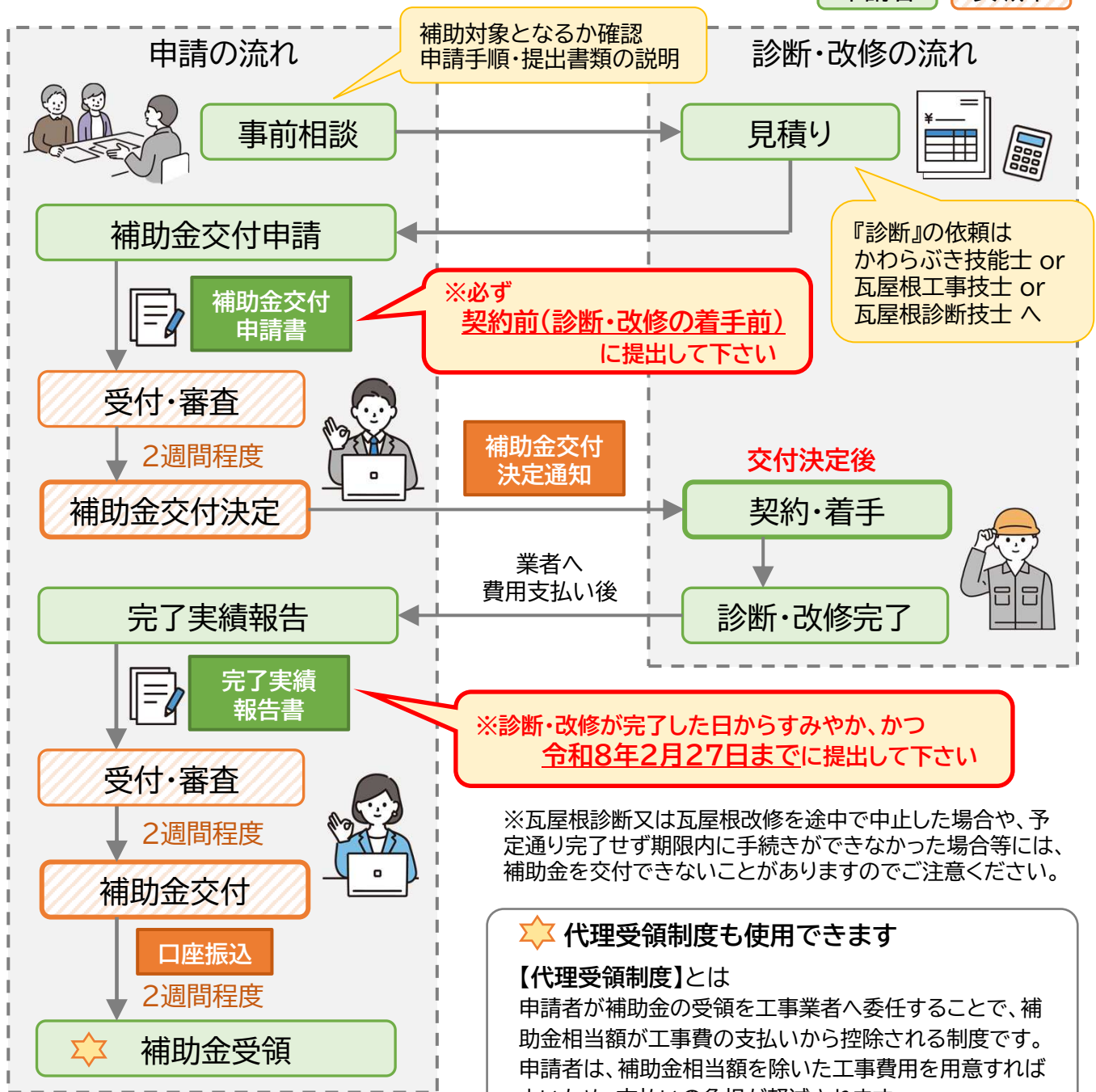
令和4年1月から、新築時には上記の工法による留付けを義務化

補助金交付の流れ・必要な手続き

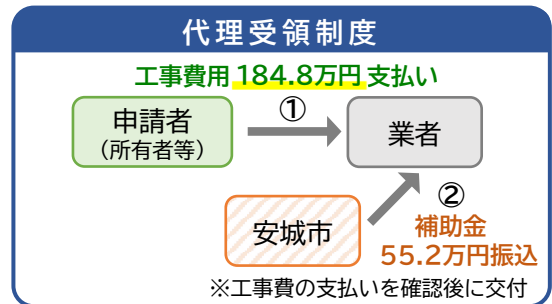
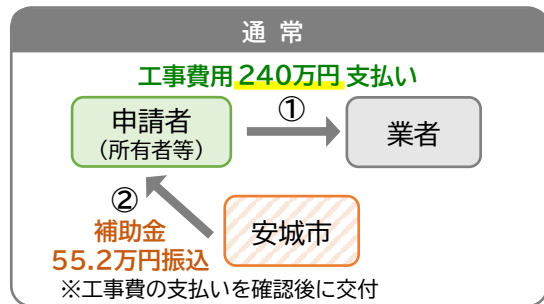
瓦屋根診断・瓦屋根改修共通

申請者

安城市



(例) 瓦屋根改修工事費240万円、補助金55.2万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

詳細はこちら

